

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画										令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)					
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期					定量的	定性的		
○		地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境整備	・財務局が持つネットワークを活用し、共同調達の改善等に取り組む。	共同調達を推進し業務効率化を図るうえで、物価・人件費の上昇や行政コストを踏まえた対応など、地域性を考慮して実施する必要があるため。	A+	H28	物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、共同調達参加官署等における連絡会等を全財務局で開催し、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者とのノウハウの共有等に努める。 なお、事務局においても他官署における優良事例の共有等を通じて取組の支援を行う。	R8年3月	通年	(地方)A	共同調達参加官署等における連絡会等を4財務局で開催し、物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁を越えた実務担当者とのノウハウを共有(残りの財務局は下半期に実施予定)。 関係機関等と連携し、連絡会等において、共同調達、調達事務のデジタル化をはじめとする調達改善に関する情報共有の機会を設けて取組を支援。	—	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善等の取組】	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	A+	—	R8年3月	通年	(本省庁及び地方)A	契約ごとに、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施。121件について一者応札が改善した。	—	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			・契約ごとに、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映(入札不参加者へのアンケート調査、同業他者への事前ヒアリング、意見招請手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信(十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等)等について、事前に審査する。												
			・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覧を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。												
			・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。												
			・本省庁及び地方支分部局における一者応札改善等に関する成果を得た取組について、そのノウハウ等を集約し情報を共有する。 ・不落・不調となった案件についても、要因を分析した上で、当該要因に応じた対応策を検討・実施する。												
			【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】												
・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。															
・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。															
・システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から財務省デジタル統括責任者補佐官による審査を引き続き実施する。															
○		調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を推進する。	引き続き、入札公告、調達仕様書等の調達情報を調達ポータルを活用して電子的に公開することにより、原則電子入札及び電子契約を可能とするとともに、事業者への利用動向を積極的に行うことで、電子入札率及び電子契約率の前年度実績を上回る。	A	R4	R8年3月	通年	(本省庁及び地方)A	入札案件2,714件のうち、2,681件(99%)は調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組(電子入札、電子契約等)を財務省HP等を活用し推進。 電子契約を締結した実績がある事業者に対して効果的に電子契約の利用を推奨するために、本省庁及び地方支分部局において電子契約を締結した事業者が検索可能な一覧表を作成し、全ての部局で共有。	部局ごとの実施状況を分析し、各種会議等の機会を通じて利用促進を図った。 調達ポータルを利用した調達情報の掲載や、原則電子入札を用いたことにより、引き続き、幅広い地域からの事業者により資料入手や入札参加が見られたため、競争性、公正性、透明性の向上に寄与したと思料している。	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとす(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。  
 電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数  
 電子入札率=電子入札案件数÷(電子入札案件数+電子入札可能な案件数(紙と電子の混合も含む))  
 電子応札率=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数  
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)  
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数)  
 電子入札によらない電子契約率=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度  
 A+: 効果的な取組  
 A: 発展的な取組  
 B: 標準的な取組

※2 進捗度  
 A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上  
 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組  
 B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上  
 (定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組  
 C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満  
 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)													
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)													
		定量的	定性的												
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少額随意契約における競争性等の確保</li> </ul> <p>会計法令上、少額随意契約が可能とされている場合においても、これまで一般競争入札により実施してきた契約については、事務コストや地域性等に配慮しつつ、競争性、公正性、透明性確保の観点から、一般競争入札又はオープンカウンター方式の積極的な活用を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる少額物品の購入</li> </ul> <p>規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同調達又は一括調達の見直し</li> </ul> <p>コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務負担軽減など地域の実情を考慮し、実施に当たっては、これまでの実績を踏まえ対象品目や仕様の見直しを検討する。</p>	<p>継続</p>	<p>(本省庁) 34件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施。</p> <p>(地方支分部局) 362件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施。</p> <p>(本省庁) 17品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p> <p>(地方支分部局) 310品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。</p> <p>(本省庁及び地方支分部局) 全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、共同調達参加官署等による共同調達に関する連絡会等を開催し、地域の実情を考慮した共同調達等の実現に向けた主導的な環境を整備。</p> <p>本省庁及び地方支分部局において、共同調達又は一括調達を引き続き実施。</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・見積合わせを実施する場合に比べ、透明性、公正性及び競争性の確保を図ることができた。</p> <p>(本省庁及び地方支分部局) ・規格や性能を担保できる電化製品等の調達について、インターネット取引を利用したことにより、事務の効率化を図ることができた。</p> <p>(本省庁及び地方支分部局) ・共同調達又は一括調達を実施したことにより、事務の省力化等を図ることができた。</p>												
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>(本省庁及び地方支分部局) クレジットカード決済は25部局において導入。 また、導入部局すべてにおいてクレジットカードの複数年利用を実施。</p> <p>&lt;参考&gt; ・全35部局のうちクレジットカードを導入している部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部局数</th> <th>導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>24部局</td> <td>69%</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>25部局</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>令和7年度上半期</td> <td>25部局</td> <td>71%</td> </tr> </tbody> </table>		部局数	導入率	令和5年度	24部局	69%	令和6年度	25部局	71%	令和7年度上半期	25部局	71%	<p>(本省庁及び地方支分部局) ・クレジットカード決済及びクレジットカードの複数年利用により、事務の効率化を図ることができた。</p>
	部局数	導入率													
令和5年度	24部局	69%													
令和6年度	25部局	71%													
令和7年度上半期	25部局	71%													

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 尾花 真理子 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 】 意見聴取日【 令和7年10月24日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを構築し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組については、順調に進んでいるものとする。今後においては、既に実施されている実務担当者のノウハウの共有を継続しながらも、より有用に活用できるような工夫を検討してもよいと思う。</p> <p>○ 全般として精緻な取組となっており、調達改善に関する取組は順調に進んでいるものと思われるため、現在の取組を継続していただきたい。その上で、一者応札の改善に関しては、受注能力を有する民間事業者に契約内容の規模等を適確に捉えてもらうために、仕様書の充実や情報提供など発注者として取り得る対応について、工夫・検討を深めていただきたい。</p>	<p>○ 地方支分部局が構築している近隣官署とのネットワークを活用した実務担当者のノウハウの共有を継続するとともに、各地域の実情を考慮しつつより有用な活用方法の検討を引き続き行いながら、財務省全体として取組を進めていく。</p> <p>○ 一者応札の改善については、現在の取組を継続していくとともに、民間事業者の声を踏まえつつ、広く参入しやすくなるよう引き続き工夫・検討を深めていく。</p>

外部有識者の氏名・役職【 梶川 融 太陽有限責任監査法人 会長 】 意見聴取日【 令和7年10月24日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを構築し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組は、財務局において構築している近隣官署とのネットワークを活用することで、順調に進められていると考える。引き続き、取組を進める中で明らかとなる課題に関する原因分析及び解決策の検討を行い、その内容を関係者間で共有することで、より一層の共同調達の改善等に繋げていただきたい。</p> <p>○ 人件費や物価の上昇といった調達環境の急速な変化が、一者応札や不落・不調といった結果にも影響していると考えられるので、市場の動向をよりきめ細やかに注視していく必要があると考える。また、少額随意契約における競争性等の確保については、受発注者の事務コストにも配慮しつつ、適切に取り組んでいただきたい。</p>	<p>○ 地方支分部局が近隣官署と構築しているネットワークの活用を継続する中で、今後新たに生じる課題について検討・共有を進め、各地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けて引き続き取り組んでいく。</p> <p>○ 調達環境の急速な変化に対応すべく、市場の動向を注視するとともに、一者応札等の改善に関する有用な取組について情報共有を行うほか、研修等を通じた担当者の知識向上に繋がる取組を支援していく。</p>

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 地方支分部局における共同調達について 近隣官署とのネットワークを構築し、地方支分部局における地域の実情を考慮した共同調達の実現に向けた取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 物価等の上昇や納入業者の経営環境の変化が激しい状況を適時に捉えて、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウが共有されており、適切な調達改善活動が実施されていると考える。また、関係機関等と連携した連絡会等では、調達事務のデジタル化をはじめとする調達改善に資する情報共有が行われており、今後も継続した意識づけが有用であると考えます。</p> <p>○ 一者応札に関して、現場での調達活動に関する運用レベルでの向上に繋がる事前審査が実施されており、実際に改善の成果が得られている。また、一者応札の改善に関する代表的な改善事例の紹介が行われるなど、改善レベルの将来的な底上げに繋がる施策が継続的に実施されていると認められる。</p>	<p>○ 地方支分部局が構築している近隣官署とのネットワークを維持し、デジタル化に関する情報共有も含めた実務担当者のノウハウの共有に引き続き努めるとともに、関係機関等と連携して調達改善に向けた取組を支援していく。</p> <p>○ 一者応札の改善に向けて、事前審査等の各種取組を継続するとともに、改善事例の紹介等により財務省全体としての調達改善の取組を引き続き推進していく。</p>